

令和 8 年第 3 回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第 7 7 号 別府市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議第 7 8 号 別府市ものづくり支援等複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 7 9 号 別府市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 8 0 号 別府市景観条例の一部改正について
- 議第 8 1 号 工事請負契約の締結について
- 議第 8 2 号 工事請負契約の締結について
- 議第 8 3 号 工事請負契約の締結について
- 議第 8 4 号 工事請負契約の締結について
- 議第 8 5 号 土地の売払いについて
- 議第 8 6 号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて
- 議第 8 7 号 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について
- 議第 8 8 号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 議第 8 9 号 議決事項の変更について
- 議第 9 0 号 令和 7 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 9 1 号 令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 9 2 号 令和 7 年度別府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 9 3 号 令和 7 年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 9 4 号 令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 9 5 号 令和 7 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 9 6 号 令和 7 年度別府市水道事業会計決算の認定について
- 議第 9 7 号 令和 7 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定について
- 議第 9 8 号 令和 7 年度別府市競輪事業会計利益の処分及び決算の認定について

議第 7 7 号

別府市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

1 趣旨

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改めます。

(2) 第 1 2 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改めます。

3 施行期日 令和 8 年 1 0 月 1 日

4 担当課 市長公室自治連携課

議第 7 8 号

別府市ものづくり支援等複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

令和 8 年 1 0 月 1 日に供用を開始する別府市ものづくり支援等複合施設について、利用者のニーズを踏まえ、地域共生広場に多様な主体の交流を目的とする「交流サロン」を設置するとともに、ものづくり工房使用料の区分の改定等の所要の措置を講ずるため、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 新たに設置する交流サロンの使用料を次のとおり定めます。（別表第 1 関係）

使用 1 時間につき 2 2 4 円

冷暖房 1 時間につき 3 3 0 円

(2) 工房使用料を次のとおり改めます。併せて、新たに午後 1 0 時以降に引き続き使用する場合の加算金額を 1 時間当たり 1 0 0 円と定めます。（別表第 2 関係）

区分	金額	
	改正前	改正後
工房 1・5	1 月につき 17,600 円	1 月につき 17,600 円

	1 時間につき 550 円	午前 8 時から午前 12 時まで 1 回につき 300 円
		午前 12 時から午後 5 時まで 1 回につき 370 円
		午後 5 時から午後 10 時まで 1 回につき 370 円
		午前 8 時から午後 10 時まで 1 回につき 880 円
工房 2・ 3・4・6	1 月につき 11,000 円	1 月につき 11,000 円
	1 時間につき 330 円	午前 8 時から午前 12 時まで 1 回につき 180 円
		午前 12 時から午後 5 時まで 1 回につき 230 円
		午後 5 時から午後 10 時まで 1 回につき 230 円
		午前 8 時から午後 10 時まで 1 回につき 550 円

備考 改正箇所は、下線部

(3) 新たに設置する工房 7 の使用料を次のとおり定めます。(別表第 2 関係)

1 月につき 6,600 円
午前 8 時から午前 12 時まで 1 回につき 110 円
午前 12 時から午後 5 時まで 1 回につき 140 円
午後 5 時から午後 10 時まで 1 回につき 140 円
午前 8 時から午後 10 時まで 1 回につき 330 円

3 施行期日 公布の日

4 担当課 観光・産業部産業政策課

議第 79 号

別府市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市市民ホールの施設利用料金の見直しに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表第 1 で定める施設利用料金の額の範囲について、その上限額を引き上げます。

〔単位 円〕

区分	利用料金（上限額）			
	午前	午後	夜間	全日

			9時から 12 時まで	13時から 17 時まで	18時から 22 時まで	9時から 22 時まで
フ ィ ル ハ ー モ ニ ア ホ ー ル	入場料無料 及び 1,000 円以下の入 場料を徴収 する場合	平日	<u>42,300</u> (39,600)	<u>67,700</u> (63,400)	<u>84,600</u> (79,200)	<u>165,900</u> (155,400)
		土曜 日曜 休日	<u>50,800</u> (47,600)	<u>78,000</u> (73,100)	<u>101,500</u> (95,100)	<u>199,000</u> (186,500)
	1,001 円以 上 3,000 円 以下の入場 料を徴収す る場合	平日	<u>63,400</u> (59,400)	<u>101,500</u> (95,100)	<u>126,800</u> (118,800)	<u>248,800</u> (233,100)
		土曜 日曜 休日	<u>76,100</u> (71,300)	<u>121,800</u> (114,100)	<u>152,200</u> (142,600)	<u>298,500</u> (279,700)
リ ハ ー サ ー ル 室	リハーサル で利用する 場合	平日	<u>12,000</u> (11,200)	<u>19,100</u> (17,900)	<u>24,000</u> (22,400)	<u>47,000</u> (44,000)
		土曜 日曜 休日	<u>14,300</u> (13,400)	<u>23,000</u> (21,500)	<u>28,800</u> (26,900)	<u>56,400</u> (52,800)
	その他の目 的で利用す る場合	平日	<u>24,000</u> (22,400)	<u>38,400</u> (35,900)	<u>48,000</u> (44,900)	<u>94,100</u> (88,100)
		土曜 日曜 休日	<u>28,800</u> (26,900)	<u>46,000</u> (43,100)	<u>57,500</u> (53,800)	<u>112,900</u> (105,800)
諸 室	楽屋 1	1 室 につ き	<u>2,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,900</u>	<u>7,500</u>
	楽屋 2		(1,800)	(2,800)	(3,600)	(7,000)
	楽屋 3 楽屋 4 楽屋 5	1 室 につ き	<u>1,400</u> (1,300)	<u>2,300</u> (2,100)	<u>2,900</u> (2,700)	<u>5,600</u> (5,200)

備考 () 内は、現行の施設利用料金の上限額

3 施行期日 令和8年10月1日

4 担当課 観光・産業部観光課

議第80号

別府市景観条例の一部改正について

1 趣旨

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）により景観法（平成16年法律第110号）の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第15条第1項及び第2項中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改めます。

3 施行期日 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

4 担当課 建設部都市計画課

議第81号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 契約の目的 野口原総合運動場ソフトボール場夜間照明設備LED化工事

(2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約

(3) 契約の金額 213,730,000円
(うち消費税及び地方消費税19,430,000円)

(4) 契約の相手方 大分電設・交永電気建設工事共同企業体

別府市船小路町1番40号

株式会社大分電設別府支店

支店長 原 正道

別府市石垣東二丁目10番16号

交永電気工事株式会社

代表取締役 亀井 康雄

3 担当課 いきいき健幸部スポーツ推進課

議第 8 2 号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 令和 8 年度浜脇秋葉線（朝見川橋）右岸橋台設置工事
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 2 1 7, 7 7 9, 5 6 2 円
(うち消費税及び地方消費税 1 9, 7 9 8, 1 4 2 円)
- (4) 契約の相手方 別府市京町 4 番 1 9 号
株式会社安部組
代表取締役社長 安部 勉

3 担当課 建設部都市整備課

議第 8 3 号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 令和 6 年災第 4 9 7 号棚林川（B ブロック）河川災害復旧工事
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 1 6 5, 5 5 9, 1 5 2 円
(うち消費税及び地方消費税 1 5, 0 5 0, 8 3 2 円)
- (4) 契約の相手方 大分市大字田尻 6 7 0 番地の 3
株式会社クイック工業
代表取締役 佐藤 圭介

3 担当課 建設部都市整備課

議第 8 4 号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 鶴見幼稚園園舎整備業務
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 360,800,000円
(うち消費税及び地方消費税 32,800,000円)
- (4) 契約の相手方 大分市王子北町 5 番 9 号
大和リース株式会社 大分支店
支店長 大本 健介

3 担当課 教育部教育政策課

議第 8 5 号

土地の売払いについて

1 趣旨

旧別府商業高等学校のグラウンドを売払いすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 対象土地

所在地	地目	地積
別府市大字別府字野口原 3 0 8 8 番 2 8 7	宅地	1 4, 4 5 2. 6 2 m ²
別府市大字別府字野口原 3 0 8 8 番 3 5 8	宅地	4 0 6. 1 5 m ²
別府市大字南立石字中津留 2 1 7 1 番 9 2	学校用地	1 5 5. 2 5 m ²
別府市大字南立石字中津留 2 1 7 1 番 9 3	学校用地	1 6. 4 8 m ²

(2) 売払いの相手方

別府市大字北石垣 8 2 番地
学校法人別府大学
理事長 二宮 滋夫

(3) 売払代金の額

378,196,700円

3 担当課 教育部教育政策課

議第86号

旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて

1 趣旨

大分県が実施する春木川砂防堰堤老朽化^{えん}メンテナンス工事で対象土地が用地買収されることに伴い、その旧慣を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

(1) 対象土地

所 在	地 番	地 目	実測面積
別府市大字鶴見字大平	4550番2	原野	2,141.95㎡

(2) 旧慣を廃止するための事項

扇山採草組合に対して、金771,102円を交付する。

3 担当課 観光・産業部農林水産課

議第87号

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

1 趣旨

地方自治法第9条の5第1項の規定により本市の区域内に新たに生じた次に掲げる土地を確認し、同法第260条第1項の規定により町の区域を変更することについて、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

新たに生じた土地	編入する町
大分県別府市古市町707番1、707番1から707番26を経て881番67に至る間の土地に接する防潮堤と接する国有海浜地及び881番112と881番114に接する無番地の地先の公有水面埋立地17,320.14平方メートル	古市町

3 担当課 総務部総務課

議第 88 号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

1 趣旨

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 通称中須賀元町、中須賀本町、中須賀東町、桜ヶ丘、上人南、亀川四の湯町 2 区、上人ヶ浜町、上人西、上平田町、大観山町、亀川中央町 1 区、亀川中央町 2 区、国立第二、古市町、亀川浜田町及びスパランド豊海について、住居表示を実施する市街地の区域として定めます。
- (2) 住居表示の方法は、街区方式によるものとします。

3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第 89 号

議決事項の変更について

1 趣旨

令和 7 年 12 月 17 日に議決された住居表示に係る「議第 128 号 字の区域及びその名称の変更について」の議決事項の変更を求めます。

2 議案の内容

議決事項のうち、馬場町及び火売町の町の区域の一部を変更します。

3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第 90 号～議第 98 号

令和 7 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度別府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度別府市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度別府市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度別府市競輪事業会計利益の処分及び決算の認定について

趣旨

- (1) 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度別府市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。
- (2) 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度別府市水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。
- (3) 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度別府市競輪事業会計に係る利益を処分することについて議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度別府市競輪事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。